

① **自治振興会連合会（会員：各地区の地域振興会長）**
 ※市が規約を制定、事務局：地域協働課
【役割】
 1. 地域課題及び広域課題の解決のための意見交換
 2. 市及び関係諸団体との連絡・調整等
 3. 市民が主体となるまちづくりのための調査研究
 4. その他、本会の目的達成のために必要な事項

☆ 自治基本条例の改正に合わせて明記するか検討する

② **地域振興会（会員：目的に賛同する各種団体等）**
 ※各地区で規約を制定
【役割】
 ○ 規約に基づき事業を実施（主な事項）
 1. 地域の特色を活かした事業の展開（敬老会・文化祭・運動会等）
 2. 地域の課題解決のための取組（防災・福祉関係や人材の育成・確保）
 3. 各種団体との連携・調整（事業の調整、予算の管理）
 4. 市との協定に基づく事業の実施（協働の原則に基づき協定を締結）
 5. 市や他地区との連絡調整（地区要望、広域的課題）や情報交換等

☆ 自治基本条例の改正に合わせて明記するか検討する

魚津市

- ① 自治振興会連合会へ依頼するもの（協定書に記載する）
 - ・ 市の審議会等の委員への就任や推薦を依頼するもの
⇒従来、魚津市自治会連絡協議会に依頼していたもの
- ② 地域振興会へ依頼するもの（協定書に記載する）
 - ・ 各地区から市の審議会等の委員への選出や推薦を依頼するもの
- ③ 自治会・町内会へ依頼するもの
 - ・ 各自治会・町内会から市の審議会等の委員への選出や推薦を依頼するもの
 - ・ 保健衛生推進員など
 - ・ 義捐金や募金、雪対策会議の出席依頼等
工事の案内など
※複数の自治会に送付するものは振興会にも案内する
- ④ 各種委員会へ依頼するもの
 - ・ 有害鳥獣対策協議会
 - ・ 魚津市民バス等利用推進協議会など

自治会連絡協議会（会員：各地区の自治（区長）会長）
 ※市が規約を制定、事務局：地域協働課
【役割】
 1. 各地区自治会相互の連携及び関係諸団体との連絡調整
 2. その他会の目的達成に必要な事項

☆ 規約廃止し、自治会連絡協議会を解散する予定

自治会長の会（旧区長会）
 ※各地区で規約を制定
【役割】
 ○ 規約に基づき事業を実施

③ **自治会・町内会**
 ※各自治会・町内で規約を制定
【役割】
 ○ 規約に基づき事業を実施（主な事項）
 1. 各自治会等行事の実施（祭事、清掃など）
 2. 各自治会等に関する課題に関すること
道路、除雪、水路、ごみ出しなど
 3. 会員へのお知らせなど
 4. 財産管理（町内会館、類似公民館）
 5. 自治会等への加入促進
 6. 自治会等の新設・廃止など

④ **各種委員会**
 ※各委員会で規約を制定
 団体・組織に限定せず、委員を選任するもの